

## VI. 輸出移動書類の交付申請及びその携帯と処分完了の通知

バーゼル条約では、有害廃棄物等の移動に移動書類が伴うことが義務付けられています。移動書類は輸出から、輸入国の処分・回収施設まで、当該廃棄物等の引き渡しとともに受け渡され、処分・回収作業が完了するまで携帯されます。

輸出者は、貨物を実際に輸出しようとするときは、バーゼル法第5条第1項の規定に基づき、輸出移動書類の交付を受けなければなりません。

輸出移動書類は輸出承認が行われるときに交付されます。しかし、移動回数が一回ではなく複数回にわたるものとして輸出承認の申請を行い、輸出承認が行われた場合、輸出承認が行われるときに交付される輸出移動書類は第1回目の移動に係るものだけです。このため、第2回目以降の移動を行おうとする場合は、移動を行おうとする毎に輸出移動書類の交付を受けなければなりません。

輸出移動書類の交付申請に必要な書類は以下のとおりです。なお、輸出移動書類の交付申請書の内容と相手国に通告した内容（輸出承認申請の内容）が一致する場合に限り、輸出移動書類が交付されます。

(1) 輸出移動書類交付申請書（様式第1） [2通]（参考6-1から6-3参照）

(2) 輸出移動書類交付申請書（別紙） [2通]（参考6-1から6-3参照）

(3) 輸出移動書類交付申請書の添付書類 [2通]

\* 添付書類がある場合のみ

(4) その他必要な書類

\* 例えば、次の書類が必要となる場合があります。（これ以外の書類が必要となることもありますので、御協力ください。）

・ 輸出承認証の写し [1通]

(4) 手数料 12,000円（収入印紙）

\* 上記（1）の書類のうち、1通の余白に貼付してください。

### 処分完了等の報告について

特定有害廃棄物等の輸出者には、特定有害廃棄物等が輸入国において輸出移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めることが求められます。このため、輸入者に対して、バーゼル条約又はOECD理事会決定において回収施設に義務付けられた、特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を輸出者及びバーゼル条約の日本における権限のある当局である環境省へ送付するよう働きかけてください。

# 輸出移動書類の交付申請に必要な書類の様式と記入例

## (参考 6-1) 輸出移動書類交付申請書 (様式及び記入例)

様式第 1 (第 1 条関係)

### 輸 出 移 動 書 類 交 付 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

※交付番号	
※交付年月日	

申 請 者  
記名押印  
又は署名

申請年月日 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次の輸出の承認に係る特定有害廃棄物等について、輸出移動書類の交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第 1 条第 1 項の規定により、別紙を添えて申請します。  
なお、本輸出移動書類交付申請の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

輸出承認番号 \_\_\_\_\_ 輸出承認の日付 \_\_\_\_\_

※ 交付又は不交付

この輸出移動書類交付申請は、輸出の承認の内容と一致する ため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に  
しない  
関する法律第 5 条第 1 項の規定により輸出移動書類を交付する。  
しない。

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

記入上の注意事項

1. ※印の欄は、記入しないでください。
2. 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とします。
3. 別紙は、英語表記のみでも可とします。

別紙

## Movement document for transboundary movements/shipments of waste

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

1. Corresponding to notification No 通告番号:		2. Serial/total number of shipments / 移動番号/総回数:	
3. Exporter 輸出者 - notifier Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:		4. Importer 輸入者 - consignee Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:	
5. Actual quantity 実際の運搬量: Tonnes(Mg): m <sup>3</sup> :		6. Actual date of shipment 実際の移動日:	
7. Packaging 全てのこの包の形態 Type(s) <sup>(1)</sup> 形態: Number of packages この包数: Special handling requirements 特別な取扱の指示: <sup>(2)</sup> Yes: <input type="checkbox"/> No: <input type="checkbox"/>			
8.(a) 1 <sup>st</sup> Carrier <sup>(3)</sup> 第一運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	8.(b) 2 <sup>nd</sup> Carrier 第二運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	8.(c) 3 <sup>rd</sup> Carrier 第三運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
More than 3 carriers 運搬者が3者より多い場合 <sup>(2)</sup> <input type="checkbox"/>			
Means of transport 運搬手段 <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 /運搬を開始した日付: Signature 署名:	Means of transport 運搬手段 <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 /運搬を開始した日付: Signature 署名:	Means of transport 運搬手段 <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/ 運搬を開始した日付: Signature 署名:	
9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者-生産者 <sup>(5)</sup> : Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: Site of generation 発生場所 <sup>(2)</sup> :		12. Designation and composition of the waste 廃棄物の名称及び組成 <sup>(2)</sup> :	
		13. Physical characteristics 物理的特性 <sup>(1)</sup> :	
		14. Waste identification 廃棄物の同定 (fill in relevant codes)*(required to state) 関連する分類記号欄に記入 *印は必須事項 (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)* パーゼル条約附属書 VIII (又は該当する場合 附属書 IX):	



- (4) Required by the Basel Convention 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項。  
 (5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。

FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)			
<b>20. Country of export - dispatch or customs office of exit</b> The waste described in this movement document left the country on: Signature: Stamp:		<b>21. Country of import - destination or customs office of entry</b> The waste described in this movement document entered the country on: Signature: Stamp:	
<b>22. Stamps of customs offices of transit countries</b>			
Name of country: Entry:		Name of country: Entry:	
Exit:		Exit:	
Name of country: Entry:		Name of country: Entry:	
Exit:		Exit:	

**List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略語及び分類記号一覧**

**DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第 11 欄)**

- D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て)
- D2 Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
- D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること)
- D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること)
- D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
- D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出 (海底下への挿入を含む)
- D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿)
- D10 Incineration on land 陸上における焼却
- D11 Incineration at sea 海洋における焼却
- D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること)
- D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

**RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第 11 欄)**

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU) 燃料としての利用 (直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (バーゼル条約及び OECD 決定) - 主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU)
- R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収利用又は再生
- R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
- R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
- R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済みの油の精製又はその他の再利用

- R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

**PACKAGING TYPES (block 7) こん包の形態 (第 7 欄)**

1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木樽 3. Jerrican ジェリー缶 4. Box 箱 5. Bag 袋  
 6. Composite packaging 混合こん包 7. Pressure receptacle 圧縮容器 8. Bulk ばら積み 9. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

**MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運搬輸送手段 (第 8 欄)**

R = Road 道路 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海路 A = Air 空路 W = Inland waterways 内水航路

**PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第 13 欄)**

- 1 Powdery / powder. 粉状又は粉 2 Solid. 固体状 3. Viscous / paste 高粘着性/糊状 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液状  
 6. Gaseous ガス状 7. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

**H-CODE AND UN CLASS (block 14) H 番号及び国際連合分類区分 (第 14 欄)**

**UN class H-code Characteristics 特性**

1	H1	Explosive 爆発性
3	H3	Flammable liquids 引火性の液体
4.1	H4.1	Flammable solids 可燃性の固体
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion 自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5.1	H5.1	Oxidizing 酸化性
5.2	H5.2	Organic peroxides 有機過酸化物
6.1	H6.1	Poisonous (acute) 毒性 (急性)
6.2	H6.2	Infectious substances 病毒をうつしやすい物質
8	H8	Corrosives 腐食性
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H11	Toxic (delayed or chronic) 毒性 (遅発性又は慢性)
9	H12	Ecotoxic 生態毒性
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above 処分した後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関して、特に廃棄物の同定 (第 14 欄) に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

## (参考 6-2) 輸出移動書類作成のための説明書

### < 記入上の注意点 >

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名を添えること。原本を2部提出すること。

日付は6桁の表記を用いること。例えば、2015年9月1日は01.09.15（日、月、年）と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第16欄は、輸出者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一法人に属する代理の者）が記入する。

欄中の脚注番号(1)～(5)については、欄外の脚注を参照すること。

### < 各欄の記入要領 >

**第1欄：** 通告番号は、輸出承認時に経済産業省から告知される番号を記入すること。

**第2欄：** 複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号（何回目の移動であるか）と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する（例えば、11回の包括的通告の場合の4回目の移動であれば、「4/11」と記入）。移動が1回のみの場合の場合は、1/1と記入する。

**第3欄及び第4欄：** 輸出者及び輸入者について、通告書の第1欄及び第2欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

**第5欄：** 運搬する実際の特有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム（Mg）又は1,000kg）で、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

**第6欄：** 本欄は申請時ではなく、関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた後、実際に移動を開始した日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内でなくてはならな

い。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内にのみ移動を行うことができる。

**第7欄：**こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入する。

**第8欄(a)、(b)及び(c)：**実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）、及び電子メールアドレスを記入すること。運搬者が3者より多い場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が行う。貨物の連続する輸送それぞれについて、新規の運搬者が同じ要請に従うとともに、書類への署名も行わなければならない。

**第9欄：**発生者に関して、通告書の第9欄に記載された情報を記入すること。

**第10欄及び第11欄：**通告書の第10欄及び第11欄に記載された情報を記入すること。処分者が輸入者でもある場合、第10欄に「SAME AS BLOCK 4」（第4欄に同じ）と記入すること。

**第12欄、第13欄及び第14欄：**通告書の第12、13及び14欄に記載された情報を記入すること。

**第15欄：**輸出者は、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。

**第16欄：**越境移動の関係者が追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる（例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等）。

**第17欄：**輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記入すること。

**第18欄：**処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入し署名を行うための欄である。処分者は、バーゼル条約等の国際的取決めに基づき、当該署名入りの移動書類の写しを輸出者及び輸出国等の権限のある当局に遅滞なく送付しなければならない。



らない(※)。我が国当局(環境省)に対する連絡は、第19欄に記載されているFAX番号もしくは電子メールアドレス宛てに、署名入りの移動書類の写しを送付することとしている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が保有することになる。

※ OECD加盟国向けの輸出の場合は、貨物を受領してから3営業日以内に、輸出国、輸入国及び通過国の権限ある当局宛に送付しなければならないこととされている。

**第19欄**：処分者が、特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する欄。OECD加盟国向けの輸出の場合、処分者は、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局(環境省)に送付することとされている。また、この送付は、処分又は回収完了後速やかに、遅くとも30日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後1暦年以内に行うこととされている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。

**第20、21及び22欄**：本欄は空欄にしておくこと。

[よくある質問] 輸出移動書類の第8欄には何を記載するのでしょうか。全ての運搬者を記入しなければならないのでしょうか。

[回答] 予定される全ての運搬者の情報を記載しなければなりません。

ただし、運搬手段(Means of transport)、移動日(Date of receipt/transfer)及び署名の欄については、移動書類の交付申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人が記入する必要があります。

運搬者が3者以内の場合は、この欄に直接記載ください。

運搬者が3者より多い場合は、「More than 3 carriers」にチェックするとともに、「8.(a)第一運搬者(1<sup>st</sup> Carrier)」欄に「SEE ATTACHED SHEET NO.X」と記入して、全ての運搬者の情報を、一覧様式(参考6-3)に記載ください(通告書添付のATTACHED SHEETは使用しないでください)。

(参考 6-3) 一覧様式

ATTACHED SHEET NO.

<b>8.(a) 1<sup>st</sup> Carrier <sup>(3)</sup>:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	<b>8.(b) 2<sup>nd</sup> Carrier:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	<b>8.(c) 3<sup>rd</sup> Carrier:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature:
<b>8.(d) 4<sup>th</sup> Carrier <sup>(3)</sup>:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	<b>8.(e) 5<sup>th</sup> Carrier:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	<b>8.(f) 6<sup>th</sup> Carrier:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature:
<b>8.(g) 7<sup>th</sup> Carrier <sup>(3)</sup>:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	<b>8.(h) 8<sup>th</sup> Carrier:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	<b>8.(i) 9<sup>th</sup> Carrier:</b> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport <sup>(1)</sup> : Date of receipt/transfer: Signature: